

評価及び配慮度の基準

各個別事業については、下記の基準をもとに評価した。

また、事業を実施するにあたっては、配慮すべき項目を設け、その「配慮度」も判定した。

「評価」の基準	
*事業全体の評価は右の「配慮度」も参考にした	
・十分な成果を上げた (目標の9割以上)	A
・ある程度の成果を上げた (目標の7~8割程度)	B
・目標の5割程度の成果に留まった (目標の5~6割程度)	C
・目標を大幅に下回る結果となった (目標の4割以下)	D
・新型コロナウイルス等の影響ですべての事業が実施できなかった	-

配慮項目	十分な配慮が出来た	もう少し配慮が必要だった	配慮が出来なかった
1. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすい配慮をしたか (開催時間・託児所の配置等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 講座や研修の開催にあたり、男女共同参画社会への理解が深まるような配慮をしたか (演題や内容の配慮等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 広報紙・チラシなどの表現に、男女平等を配慮したか (男女共同参画への理解が浸透するよう、広報紙等の内容の再構成をしたか)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 啓発や周知、事業実施の際に、男女共同参画への理解が深まるような配慮をしたか ('固定的な性別役割分担' や '差別的慣習' の解消等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 事業実施者と関係機関等の連携は適切であったか (地区公民館、学校、事業主、老人クラブ、シルバー人材センター等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

*配慮度に該当しない事業の場合は、ーの表示で記載してください。